

## 緊急セミナーのご案内！

# 『働き方改革』の実務

『働き方改革関連法案』が成立しました。来年の平成31年4月以降、具体的な法律の施行が次々に始まり、企業は否応なしに自社の人事労務管理制度の変革を迫られることとなりました。

それではいったいどういう風に規則や制度を変え運用したらいいのか、また、そのための課題の抽出と対策をどう立てたらいいのか…。このセミナーでは、法律の内容についての解説と実際の実務面での対応のポイント、さらには活用できる助成金についてお話しを致します。

- 日時：①平成30年11月21日(水) 14時～16時30分 (受付開始13時30分)
- ②平成30年11月28日(水) 14時～16時30分 (受付開始13時30分)

※①または②のどちらかご都合の良い日にご参加ください。

■ 会場：福岡商工会議所 ①…306会議室 ②…308会議室 ■ 受講料：2,000円

■ 開催者：社労士ネット+ (同会所属の社会保険労務士が講師を担当します。)

◆「社労士ネット+(プラス)」について…より高度でニーズに沿った顧客サービスを提供することを目的として福岡県内の社会保険労務士を中心とする士業等の有志で結成された専門家集団です。

### セミナーの主な内容

#### 【1】年次有給休暇の5日取得義務

中小企業も義務化の対象として、早くも平成31年4月1日から施行されます。この5日をどういう方法で取得させればいいのか、またその管理方法はどうすればいいのか。もし、会社(職場)一斉方式を採用するのであれば年間カレンダー作成準備のためにも急ぎ検討し決定する必要があります。

#### 【2】労働時間の上限規制

特別条項に上限が定められました。また時間外労働協定書(36協定届)の様式が来年度から変更となりますので、その記入の仕方についても説明致します。

#### 【3】労働時間の状況の把握の実効性確保

現状、勤務時間の記載がない出勤簿だけの管理をはじめ時間管理がきちんとできていない会社にとっては特に重要な改正事項となります。また、管理監督者の時間管理についても義務化されます。

#### 【4】使いやすくなるフレックスタイム制度

規制だけではなく、緩和されるものとしては、フレックスタイム制度の改正があります。労働時間の効率化と残業代削減に有効な仕組みとして、その活用のしかたについてお話し致します。

#### 【5】同一労働同一賃金

パートや有期労働者等と正規雇用者との待遇格差是正の問題も非常に悩ましい問題です。裁判の事例や是正の考え方について解説します。

◎働き方改革の導入において活用できる『助成金』についてもご紹介いたします。

★参加ご希望の方は下記に記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX送信先 ⇒ 092-210-6642 (事務局:倉地社会保険労務士事務所あて)

①平成30年11月21日(水)に参加したい

②平成30年11月28日(水)に参加したい

お申込み期限は開催日の前日までですが、会場の定員を超過する場合はその時点で締め切りとさせていただきます

貴社名	_____	お名前	_____
TEL	( ) _____	FAX	( ) _____
所在地	〒 _____		